

臨地実習における危機管理規程

規程の細目については各学科において定めることとする。ここでは、危機管理に関する項目を抽出し、以下に纏めた。

1. 実習における安全管理（事故防止対応と事故発生時の対応）

1) 実習における安全管理の基本的考え方

学生が行う実習には、対象の生命や健康を脅かすこと、対象・家族とのトラブル、所有物の破損・損失など、「対象に起こりうる事故」と、学生の生命や健康を脅かす「学生自身に起こりうる事故」の危険性がある。

そこで、事故発生の危険性を自覚して安全に心がけて行動するとともに、事故発生防止策と発生時の対応について学び、安全に心がけて行動する。

2) 臨地実習において起こりうる事故の種類

- ① 指導・技術に関する事故：移動時の転倒・転落事故、吸引時の誤嚥、火傷など
- ② 感染に関する事故：HCV、HBV 感染、結核、麻疹・風疹、疥癬など
- ③ 物品破損・損傷に関すること：患者私物、実習場の物品など

3) 学生の安全確保における留意事項

- ① 一般的な健康管理——睡眠・食事、手洗い、うがいなどの生活習慣の確立
- ② 感染の防止——手洗い、スタンダード・プリコーションの遵守
- ③ 転倒・転落事故の防止——医用機器使用の習熟・注意、対象の理解
- ④ 技術に伴う危険性の回避（誤薬、火傷など）実習計画に基づき十分な事前学習を行う。
意味不明・知識不足のまま実施しない。助言をもとめる。
- ⑤ 廃棄物の処理：分別の徹底

4) 事故発生時の対応——（事故発生時対応フローチャート参照）

- ① 報告・連絡：
何らかの事故発生時は、直ちに身近にいる職員、あるいは教員に報告し指示を受ける。
- ② 緊急処置（救急処置が必要な場合）
直ちに、現場の状況確認を行い、現場職員に連絡。指示に従って行動する。
- ③ 学生自身に発生した事故（針刺し、切傷、火傷等）
事故発生マニュアルに従って対応し、担当教員の指示を受ける。
- ④ 報告書の提出

2. 学生保険の加入と補償の範囲・手続き

学生には、学生総合保険への加入を原則とする。

附則 この規程は平成 17 年 4 月 1 日より施行する。